

土壤汚染 対象物質と指定基準、第2溶出量基準等

指定基準とは、土壤汚染対策法第2条に基づき政令により定められている特定有害物質によって、汚染されている区域を指定するための基準であり、地下水等摂取のリスクに係る土壤溶出量基準及び直接摂取のリスクに係る土壤含有量基準が設定されています。

特定有害物質(法第2条)		指定基準		第2溶出量基準 (対策基準)	地下水基準	土壤環境基準 (銅を除く)
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準			
ジクロロメタン	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	-	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素		-	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン		-	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		-	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		-	0.1mg/L以下	1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン		-	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		-	1mg/L以下	3mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		-	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン		-	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン		-	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		-	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
ベンゼン		-	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
カドミウム及びその化合物		重金属等 (第2種特定有害物質)	45mg/kg以下	0.003mg/L以下	0.09mg/L以下	0.003mg/L以下
六価クロム化合物	250mg/kg以下		0.05mg/L以下	1.5mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下
シアン化合物	遊離シアンとして 50mg/kg以下		検出されないこと	1mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物	15mg/kg以下		0.0005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下*
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		0.8mg/L以下	24mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		1mg/L以下	30mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)	-	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チウラム		-	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
チオベンカルブ		-	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
PCB		-	検出されないこと	0.003mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物		-	検出されないこと	1mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと
1,4-ジオキサン	環境基準		0.05mg/L以下	0.5mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
ダイオキシン類					1pg-TEQ/L	1000pg-TEQ/g

備考

Cu 125mg/Kg As 15mg/Kg

1 指定基準: 土壤汚染がある土地と評価される指定区域の指定に係る基準

2 第2溶出量基準: 土壤溶出量基準の3~30倍に相当し、地下水等摂取によるリスクに係る措置の選択または決定材料となる。

3 地下水基準: 汚染範囲の確定のための調査の判定基準及び地下水汚染の判定基準

Cd 0.003mg/L以下であり、かつ、農用地においては、米につき1mg/kg未満であること

As 0.01mg/L以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌につき15mg/kg未満であること